

7月5日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
（午前10時00分開議）

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、お手元に配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では6月28日、7月2日、委員全員出席のもと開会し、部長以下担当課職員の出席を求め審査いたしました。

この条例改正は、合併前の始良町、蒲生町で設定されていた部分林について、旧町間の分収率の格差を是正し統一することと、造林者の育林に対する意欲を高めるために、保安林については1公9民に、保安林以外は2公8民に統一するものです。合併以前に保安林以外で1公9民に設定された契約については、造林者の不利にならないように従来どおり1公9民の収益分収割合を認めるということでもあります。

条例改正後は、始良市全体で1公9民が534件、504.5ha、（うち、保安林が435件、393.6ha）、2公8民が735件、406.5haとなります。

主な質疑を申し上げます。

質疑、条例に分収割合の基準がない。今後どのように分けるのか。答弁、旧町の条例には、地理、地級等での格づけ規定があったが、実際には格づけは非常に難しく、保安林には伐採等に制限があるため、土地台帳をもとに保安林と保安林外で分収率に差を設け、保安林については1公9民に、保安林以外は2公8民に、現在の始良市の条例で定めてある分収割合に統一した。

質疑、部分林の管理状況はどうなっているか。答弁、部分林は始良地区と蒲生地区に設定されていますが、管理は造林者が行うこととなっています。しかしながら、実際には年数がたち造林者が亡くなっていたりするため、管理が行き届いていないのが現状です。市では広報紙で呼びかけを行っています。

質疑、蒲生地区の3公7民、1公9民、始良地区の5公5民、1公9民を同一割合にするのは不公平ではないか。答弁、蒲生地区は平成18年に、5公5民を3公7民に、2公8民を1公9民へ条例改正しています。始良市全体で考えますと、平成18年に蒲生地区が条例改正していることから、始良市として保安林は1公9民、保安林以外は2公8民にするということでもあります。

質疑、保安林の定義と保安林はどうすればなるのか。答弁、保安林の定義は、国土の保全や水源の涵養など、森林の持つ機能を守るために保安林制度の中で決められています。そういった森林に対し

ては税金がかからない等メリットがありますが、伐採する面積などに制限があり、森林を荒らさないようにという形で制度が設けられています。また、保安林の申請は県が受け付け、公共的なもので必要だと認められれば保安林となります。

質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

討論、これまでは分収の基準が条例に記載されていた。造林者の世代も変わっていることもあり、また条例であるため、きちんと条例の中で基準も記載すべきだと考える。以上の点より、反対討論とする。

討論後、採決に入り、採決の結果、議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件に反対の討論を行います。

この条例は、合併前の始良町、蒲生町で部分林の分収率が設定されていたものを統一し、造林者の育林に意欲を高めるための改正であります。内容は分収割合を保安林については1公9民に、保安林以外は2公8民に統一し、造林者の不利にならないように改正されております。

しかし、旧町の条例には地理、地級等の分収歩合の算定基礎がありましたが、始良市の今回の条例には分収割合の基準が載っておりません。造林者の世代も変わってきております。基準がないので、今後どのようにして2つに分けるのかといった具体的に分収割合の基準を設け条例に載せるべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○9番（森 弘道君） 議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件につきまして、賛成の立場で討論を行います。

きょうの新聞でしたか、飢肥杉で有名な宮崎で木材価格が急落をして危機的状況にあるということから、相談窓口を設けたというような記事が載っていたようでございますが。

一般質問でも取り上げましたけれども、次の観点から賛成といたします。

1つ、木材価格の低迷、森林の荒廃が続く中、戦後造林された人工林が本条例の一部改正によって整備されるきっかけをつくり、農山村地域の活性化となる資金源ともなり、集落の維持存続に大いに貢献されること。

2つ目、森林の有する多面的機能の持続的発揮、本市の林業木材産業への活性化、森林の適正な整備、保全の推進、木材自給率の向上につながる。

3点目、木材利用、エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献。

4番目、いろいろと討論もありましたが、ケースバイケースによりの確な対応ができるように、ただし書きの条文が盛り込まれているということ。以上をもって、賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第46号 始良市部分林条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

○議長（玉利道満君） 本案は、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち所管部門について、その主なる経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、6月27日に開催し、全委員出席のもと関係職員の出席を求め、現地調査を含めて詳細に審査いたしました。

まず、危機管理課について報告いたします。

災害対策費は、平成9年3月に蒲生地区の川東自治会に整備した、屋外拡声子局1局が民地に設置されており、今回この土地が売買されたため、公有地に移設するための委託料200万円と、松原上自治会がコミュニティ助成事業補助金を活用して、自主防災組織が行う災害の被害防止活動及び軽減活動を図るため発電機・エンジンカッター・車いす・担架などの購入必要経費の負担金補助及び交付金190万円です。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、子局移設の資料によると、スピーカーの方向図では鶴木原団地がエリアから外れているが、カバーできるのか。答弁、鶴木原団地につきましては、旧保育所跡地にあるスピーカーのエリアがカバーできていると聞いております。

質疑、防災無線の工事は特殊な工事ということで、この工事も当初指定された業者が工事を行うのか。答弁、防災行政無線は機械ですので、その大もとに合わせないといけません、ただし、今回の

場合はその機械はそのまま利用いたしますので、何社か指名し入札したいと思います。

次に、財政課について報告いたします。

財政課は、歳入のみの計上であり、補助金及び助成金の額の確定による一般財源の減額補正であります。また、債務負担行為の補正4,764万円は、平成25年4月1日から使用する新たな財務会計システム賃借に伴う債務負担であります。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、財務会計システムの概要を示せ。答弁、財務会計システムは、予算をつくるところから始まり、予算の執行、会計でのお金の出し入れ、決算の調製を行っており、行政におけるお金にかかわることをすべて処理するシステムであります。平成七、八年ごろから全国でシステムの導入が始まり、旧3町においても時間差はありましたが導入しております。今回は、そのシステムの更新になります。

合併当時はそれぞれ違うシステムを導入しておりましたので、合併のときに始良町のシステムに合わせて1回目の統合を行いました。そのシステムも古くなりましたので、今回お願いするものです。システムそのものは来年4月1日より職員が使用いたしますが、予算編成が11月ぐらいから始まりますので、その時期には稼働して準備を進めますので、今回債務負担行為を起こすものであります。

機種選定は金額だけでは決められない部分もありますので、プロポーザル方式で職員も含めて、契約予定会社を決めていきたいと思っております。

質疑、4,764万円の債務負担額は、業者が決まれば前払いするのか。答弁、4,764万円は5年間の限度額であります。リース料と保守点検の委託料として5年間毎月支払いをしていきます。

質疑、合併前は3町機種がバラバラで、始良の機種を選定したということでしたが、初年度の決算書が非常に見づらかった。加治木の決算書は見やすかったが、そのような方向になるのか。答弁、私どもが検証する中でも、加治木の決算書、帳票が見やすいということで、検討項目の中に入っております。加治木のシステムが最も新しいものであったため、見やすかったものと思います。そちらのシステムの方向で検討していきます。

次に、企画政策課の報告をいたします。

企画費の負担金補助及び交付金740万円は、一般コミュニティ事業助成金として、星原自治会ほか2団体に交付するものです。また、委託統計調査費4万5,000円は、経済センサス委託金の増額分を事務費に使用するものです。

歳入の主なもの、総務管理費補助金2,350万円を県地域振興事業補助金として受け入れております。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、一般コミュニティ事業補助金の申請の手順と、星原自治会・浜下り保存会への補助内容はどうなものか。答弁、補助要綱は11月に送られてきますが、その前に9月ぐらいには前年度の補助要綱を示して、申請希望がないかを確認し、11月になってからは新しい要綱に添った申請書の作成の助言を行います。

星原自治会へは、地域内の情報伝達を進める手段としての、アナログ放送施設・屋外拡声装置を、浜下り保存会へは、おみこしの購入助成であります。

質疑、星原自治会への補助は、この250万円で完結するのか、市からの補助はないのか。また、思川水系美化・浄化対策委員会への補助金がこれだけ出されるならば、シルバー人材センターによる年2回の作業やボランティアとしての活動が必要なのか。答弁、星原自治会の場合は、今回この補助

で住民への連絡が行き届くであろうという考えと、もう一つは今回の補助額は、限度額の250万円を認めてくれたということでもあります。星原自治会にとって、これで十分かは聞いておりません。

思川のほうは、草払い機と自走式の刈払機を、これは足場の悪いところを上からたらし上から誘導して草を刈る機械ですが、やはりボランティアの方々の力を借りてやっていただきたいと思っております。

以上で、質疑を終了し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち所管部門については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） 次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登壇

引き続き、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち市民福祉常任委員会に付託されました予算の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、6月28日に委員全員出席のもと委員会を開会し、部長以下担当課職員の出席を求め審査いたしました。

予算書15ページ、保健衛生総務費の補正27万円は、救急医療に関する検討会の出費謝金であります。

この会は、始良市の救急医療につきまして始良市内の医療機関の代表者と行政が検討・協議を進めていくための検討会を立ち上げましたので、郡医師会始良支部の始良区3名、加治木区3名、蒲生区2名のほか、始良郡医師会役員2名の合計10名で、7月から翌年3月までの9回分の出費謝金を計上したものであります。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、この検討会は、どのようなことをテーマに協議なされるのか。答弁、一次救急、初期の救急になります。例えば、急な腹痛、発熱など救急搬送に至らない患者の夜間の救急医療に対しまして、その診療体制を始良市で構築できないのかということを検討してまいります。

質疑、一次救急では、乳幼児の占める割合が多いと思うが、検討会の中に小児科医はいるのか。答弁、小児科専門の先生はおられません。現在、始良市に医師会の組織がないため、旧町ごとの郡医師会の代表の医師の方々にお願いしております。今後、この検討会の中で審議されていくものと思われれます。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち、市民福祉常任委員会に付託された議案については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） ただいまの報告で、質疑で一次救急では乳幼児の占める割合が多いと思うが、検討会の中に小児科医はいるのかという質疑に対して、この割合を示されていないわけですが、ここの救急搬送をされる高齢者あるいは乳幼児、その割合等の審査はありませんでしたか。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） ただいまのご質疑にお答えいたします。
その中身、人数等については話題になっておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） 次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

引き続き、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち産業文教常任委員会に付託されました農林水産部と教育部に係る予算の審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は6月28日、7月2日、委員全員出席のもと開会し、部長以下担当課職員の出席を求め審査いたしました。

まず、予算書16ページ農業振興費の補正は、当初予算で計上していた市民農園整備事業の財源について、県地域振興推進事業導入により、県からの補助金交付が決定したことによる財源組替と、本年度から新たに導入する「人・農地プラン」の作成事業費が計上されています。

「人・農地プラン」は、平成24年度から新たに新規就農者総合支援事業及び個別所得補償経営安定推進事業を実施するため、担い手農家から土地持ち非農家を含めて4,500人にアンケート調査を実施します。

青年就農給付金の受給候補者がいる5地域では9月末までにプランを作成し、そのほか農業の盛んな17地域では今年中に、住宅等が混在する6地域では今年度中に、合計28地域で作成するとのことであります。

同じく予算書16ページ農業施設費の備品購入費は、加治木生活改善センターの大豆等をすりつぶすミートチョッパーと、蒲生農産加工センターの瓶に王冠を打栓する打栓機が使用不能になったため、新たに購入するものです。いずれも耐用年数を超えており、これまで修理を重ねて使用してきていましたが、修理不能となったため今回買いかえるものです。

次に、予算書17ページ林業費は、当初予算で計上していた林業振興費の重富海岸の松くい虫防除対策として、景勝松林樹幹注入事業委託料と林業施設費のさえずりの森整備事業につきまして、県地域振興推進事業導入により補助金が決定したため、財源を組みかえるものです。

歳入につきましては、予算書8ページ市民農園整備事業、景勝松林樹幹注入事業委託金及びさえずりの森整備事業に対する県地域振興推進事業導入に伴う補助金を、総務費県補助金として企画部が受け入れております。

同じく8ページ、「人・農地プラン」作成事業補助金の決定に伴い、農林水産業県補助金が計上されております。また、県地域推進事業導入に伴い市債農林水産業債が減額されております。

質疑の主なものを申し上げます。

農林水産部農政課に関する質疑。

質疑、ミートチョッパーは他の農産加工センターにもあるか。また、何年くらいで交換するのか。減価償却の期間はどの程度か。答弁、他の農産加工センターにもすべてミートチョッパーを配置しています。今回故障により使用不能となり、また、使用開始後15年が経過しているため買いかえる予定です。なお、減価償却期間は7年から8年となりますが、実際は壊れるまで使用するというのが現状です。

質疑、「人・農地プラン」のアンケートの内容はどのようなものか。答弁、アンケートの内容は国が示している内容を考えています。具体的には地域の将来像や後継者の問題などについてとなります。

質疑、青年就農給付金について国から150万円出るが、市の支援制度と重複して受けられるのか。答弁、国へ確認したところ、国からの支援と市からの支援を重複して受けることは問題ないとの回答をいただいています。前年度所得が250万円以下であるなど条件が合えば、合計で最大270万円もらえることとなります。

次に、農林水産部林務水産課に関する質疑を申し上げます。

質疑、景勝松林樹幹注入事業委託料の内容を示せ。答弁、200本の松に176万円の事業費ですので、1本当たり8,800円程度となります。効果は約5年となります。重富海水浴場からなぎさ公園まで合計約1,000本の松があり、200本ずつの計画で松くい虫からの防除を推進していきたいと思えます。また、委託先は始良西部森林組合に委託しています。

次に、教育部関係分の補正予算について、委員会での審査の概要を説明いたします。

今回の補正は、当初予算で計上されておりました社会教育課所管の県指定文化財龍門司焼古窯横のり面保護工事について、県地域振興推進事業として採用を要望していましたが、補助金交付決定を受け、一般財源の一部を県支出金に組みかえております。

また、スターランド始良20周年記念事業について、コミュニティ助成事業の申請を行っていたところ、助成金の交付決定がなされたため、一般財源の一部をその他財源に組みかえるものです。

歳入については、企画部において始良市の要望を取りまとめて申請したものであり、総務費県補助金として企画部の歳入として受け入れてあります。

質疑の主なものを申し上げます。

教育部社会教育課。

質疑、スターランド始良20周年記念事業とあるが、今までにも周年事業をしていたのか。また、今後も記念事業を計画しているか。答弁、10周年のときには、未来絵の募集と観望会を行いました。今後も30周年等、節目の際に事業を実施したいと思えます。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業文教常任委員会の所管部門については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

これで議案第48号の質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）につきまして、反対討論をいたします。

今回の補正は第4号として1,277万円となっております。第5号補正1,218万円を追加しても2,495万円です。始良市よりも人口規模が小さいいちき串木野市で約1億5,000万円、西之表市で約4億7,000万円、南九州市で約1億9,000万円、曾於市で約2億9,000万円、志布志市で約1億6,000万円と調べただけでも、ほとんどのまちで約1億5,000万円から約4億7,000万円の補正予算が組まれています。

財源がなければ仕方ありませんけれども、約3億8,000万円留保財源、つまり繰越金があったということですし、市民の要求は限りがありません。一般質問等で出されております。

県内一安心・安全なまちづくりを目指すのであれば、もう少し積極的な予算の組み方をしていただきたい。せめて1億円から2億円ぐらいの予算は組んでいただきたいものです。伺いますと、国保税の値上げについてや、その他の税の事業で、約500件あまりの問い合わせや抗議に近い意見等もあったと伺っておりますが、市民は減っていく収入から食べるものも節約して納税に努力をしているのです。このような努力をして払う税金を、もっと市民生活の向上のための予算化に当局は心を砕いてほしいと思います。

もう1点ですけれども、衛生費の保健衛生総務費の中の報償費27万円についてですが、救急医療対策検討会が設置され、10名の医師の方々が9回にわたって出会され、救急の夜間の部分、一次救急や重症の二次救急について検討されることになり、私も一般質問をしておりましたので実現して喜んでおりますが、医師の中に小児科医が一人も入っておりません。

初期救急は乳幼児の占める割合が大きいので、4人もいらっしゃる小児科医の中から1人でいいですので、ぜひこの10人のメンバーに追加していただきたいと思います。実りある会議にさせていただきたいことを要望して討論を終わります。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第48号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第4号）は、

各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第3、議案第49号 財産の取得に関する件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（上村 親君） 登 壇

ただいま議題となりました、議案第49号 財産の取得に関する件について、その主なる経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月27日に開催し、全委員出席のもと、関係職員の出席を求めて審査しました。

議案第49号は、救急隊員の行う応急処置等の基準に定める応急処置を行うために必要な構造及び高度救命処置用資機材を積載した高規格救急自動車1台を購入し、蒲生分遣所に配備するものであります。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、各署の救急救命士の数は何人か。また、前の車を廃車すると聞いたが競売に付す考えはないのか。答弁、救命士の数は全体で18名です。蒲生は5名ですが、救急車に乗る救命士は4名です。所長は資格をもっていますが活動はしません。始良分遣所6名、中央署が6名、本部に1名の18名です。蒲生の所長と本部の1名が管理職ということで活動しませんので、実質活動する救命士は16名になります。

また、中央署に平成10年に購入した標準型救急車があります。13年9カ月経過いたしておりますので、蒲生の救急車は中央署に持ってきて、車検の際の代車等に利用したいと考えております。平成10年購入の車を廃車にしたいと考えておりますが、普通の公用車と違いますので、競売ではなく廃車を考えております。

質疑、高規格救急車の出動回数と、蒲生からの要請回数は何回あったか。答弁、23年中の出動件数は3,059件です。搬送しなかった件数も含んでおります。そのうち蒲生分遣所が582件（19%）、始良分遣所888件（29%）、中央署が1,589件（52%）です。

質疑、高規格救急車の配備と今後の購入予定、職員の充足率はどうになっているのか。また、緊急を要する場合の対応はどうになっているのか。答弁、救急車の台数の件ですが、高規格救急車は今回の購入で4台になります。人口3万人に1台となっておりますので、3台いけばよいことになっておりますが、予備車として4台となります。

緊急時の対応は蒲生の場合5名で、救急車が出動しますと3名が乗り込みますので、火災とダブりますと中央署から応援をもらう形になります。勤務体制については、増員を含めて総務課の方と協議を行っております。救急救命士は最低各分遣所に8名は必要です。現在は18名、管理職もあり、休暇の関係もありますので、増員を要望していきたいと思っております。

質疑のあと討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号 財産の取得に関する件については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番(神村次郎君) 職員の増員の問題が質疑をされておりますが、一般質問でも私もしましたし、ほかにも喫緊な課題であるということでされております。

消防当局にとっては増員の要望をする、それにとどまっていますが、やっぱり計画的に増員をしていかなければならない大きな課題だと思います。そこら辺の議論はありませんでしたか。

○総務常任委員長(上村 親君) 正確には職員の増員ということではなくて、まず救急救命士の増員を急ぐべきということで、各分遣所に8名ということで聞いたんですが、3カ所ですので、本来ならば24名、現が18名ですので6名ぐらい少ないということに執行部のほうも考えているようでございます。ほかの職については、話題となっております。

○議長(玉利道満君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) これで質疑を終わります。

○議長(玉利道満君) これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) 討論なしと認めます。

○議長(玉利道満君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第49号 財産の取得に関する件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(玉利道満君) 起立全員です。議案第49号 財産の取得に関する件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(玉利道満君) 日程第4、請願第3号 始良市西餅田の「地藏橋踏切」の拡幅を求める請願書を議題とします。

○議長(玉利道満君) 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました請願第3号 始良市西餅田の「地藏橋踏切」の拡幅を求める請願書について、建設水道常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は6月28日、29日、7月4日の3日間、全委員出席のもと開会、6月28日には現地調査を行いました。

はじめに委員会を協議会に切りかえて、請願者であります福永一聲氏と紹介議員であります笹井義一議員に出席を求め、請願の趣旨等を聴取し、その後質疑を行いました。

次に、協議会を委員会に切りかえて建設部長及び課長等の出席を求め、質疑を行いました。

請願の趣旨等は次のとおりです。

地蔵橋踏切は幅員が5.1mと非常に狭く、さらに、線路に対して斜めに通過しているため、実際の幅員より狭く感じ、踏切を通る一般の歩行者や、近くのスーパーマーケットへ杖や手押し車を使われて行かれる高齢者の方々にとっては、転倒や交通事故に巻き込まれる恐れがあります。

また、この踏切は歩道がないため、踏切を通る一般の歩行者や高齢者の方々は、絶えず車の進行状況に細心の注意を払いながら通行しており、決して安全な踏切ではないということです。

また、踏切の遮断機が下りると、一時的に渋滞となり列車が通過した後、先を急ぐあまり脱輪の可能性もあります。列車は午前7時から9時までに13本、午後5時から7時までに12本通過します。

平成26年には警察署の移転、平成27年には小学校の開校が予定されております。それに伴って踏切を通過する車両もふえて、ますます危険性が高まると予想されます。

以上のことから、「地蔵橋踏切」の拡幅は、始良町時代にJR九州へ「踏切改良事業年次計画表」が提出され、平成28年度に計画協議、平成29年度に事業実施となっています。少しでも早目に実施いただきたく、今回1,695名の署名を添えて、請願書を提出させていただきました。

次に、請願者等との主なる質疑を申し上げます。

質疑、幅員7mに拡幅ということですが、もっと広げて南側を隅切りし、側道の始良駅方向からの車両の右折にも左折にも支障のないような、周辺の抜本的な改良を行うとのお考えはありませんでしたか。答弁、請願書を作成する際、拡幅を急ぐという観点から、最初から踏切拡幅を主眼に置いて、ほかのことは検討の材料に入れていませんでした。踏切は、市道の一部であるということが5月16日にJR九州鹿児島支社へ踏切拡幅をお願いに行った際、判明しました。市当局の話では、踏切改良だけの補助金はないので、道路改良の事業と合わせて行うということでした。

次に、執行部との主なる質疑を申し上げます。

質疑、請願者がJR九州の鹿児島支所に地蔵橋踏切の拡幅に関する要望書を提出に行かれた際、踏切は市道の一部であり、始良市が踏切の拡幅をする意思がなければJRは対応できないということと、それにあわせて始良町時代に提出された「踏切改良事業年次計画表」で地蔵橋踏切の改良が平成28年度に計画協議、平成29年度に事業実施予定であることを今回、はじめて知らされている。

地域住民が早くから望んでいるものに対して、しっかり行政側の懸案事項、取組みの方向性を示すべきであったのではないかと、その認識は行政側はあったのか。答弁、踏切の改良計画につきましては、JRの方針の中で新設をする場合、ただ単にふやすということではなく、ほかの踏切を減らすということになり、街路宮島線の踏切を新設することで、その区域の踏切についての改良計画を提出しました。それに伴い平成22年に宮島線の踏切が新設され、23年度に錦原の跨線橋が開通しています。

この2件の計画と同時に計画書を提出し、森山線や地蔵橋についても改良することをJR側にはお示ししました。その計画に基づいて年次的に事業を行っています。

地蔵橋踏切の改良は平成29年度に事業予定とされていますが、加治木地区の木田橋等の拡幅も計画されていますので、この年度でできるかは、今後のいろいろな事業との調整で進められていくものと思います。

質疑、この踏切は歩行者に対する安全確保が施されていない。歩行者への安全確保の対策として、事業が開始されるまでの間、歩道標示などの安全対策が必要ではないか。答弁、歩行者への安全対策として、踏切内の車道上に外側線標示ができないか、JRと協議をいたします。

質疑、地蔵橋踏切の改良にかかる事業費は試算されていないのか。また、請願者から地蔵橋踏切の

交通車両調査の結果が出されているが、行政側は調査をしたことがあるか。答弁、事業費については踏切単独での補助事業ではないので、前後の道路改良まで含めた形で事業計画が必要です。まだ概略という段階での審査も行っていないので、事業費は、まだ出していません。また、交通量調査は行っていません。

以上で質疑を終結しましたが、委員から「事業が開始されるまでの間、歩道標示など歩行者への安全対策を講じるべきである」との意見が出され、全員賛同しました。

次に、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、市当局へは事業が開始されるまでの間、歩道標示など安全対策を講じることを要請し、請願第3号 始良市西餅田の「地蔵橋踏切」の拡幅を求める請願書については、全会一致で採決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第3号 始良市西餅田の「地蔵橋踏切」の拡幅を求める請願書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。請願第3号 始良市西餅田の「地蔵橋踏切」の拡幅を求める請願書は、委員長報告のとおり採択されました。

○議長（玉利道満君） 日程第5、請願第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願書を議題とします。

○議長（玉利道満君） 産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登壇

ただいま議題となりました請願第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願書について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月28日、7月2日に委員全員の出席のもと開会し、委員会を協議会に切りかえて請願者の片野坂重浩氏及び紹介議員の本村良治議員に請願の趣旨説明を求めました。

主な質疑を申し上げます。

質疑、鹿児島県の中でどこに同趣旨の請願を出したのか。答弁、議会の期間の関係もあり、約半分に提出していると思います。始良・伊佐地区では伊佐市以外の霧島市、湧水町に提出しています。

質疑、枕崎市では30人学級を採択しているが、少人数学級との違いは何か。答弁、現在、学級編制の児童数は原則40人となっています。枕崎市のように30人学級が望ましいと思いますが、教室の状況や教職員の関係もございますので、急に変更するのは難しい状況となっています。まずは途中の段階として、35人学級を目指していきたいと思っております。また、OECDではもっと低い状況がございますので、将来的には30人学級を目指したいと思っております。

質疑、始良市の複式学級の現況はどうなっているか。答弁、始良市では山間部の学校が複式学級を行っています。教室には前後に黒板があり、教師が説明を並行しながら授業を行っています。

質疑、始良市内の山間部以外の下場の学校の現状はどうか。答弁、始良市の大規模校においては、学校は4月1日の児童数で学級数を決めますので、それ以降児童がふえても学級数はそのままとなります。そのため1学級40人を超える可能性もあります。

質疑を終結し、協議会を委員会に切りかえて討論に入り、次のような討論がありました。

討論、1、少人数学級は教員が一人ひとりに目配りができ、学力向上や生徒指導面でも効果があることから、学級規模縮減や定数改善が求められる。2、複式学級は先生や子どもの負担が多過ぎ、教育の機会均等を保障することは難しい、解消を図るべきだ。3、少子化による教員の自然減や退職者が多く、給与水準が下がることから少人数学級を計画的に進めることは難しくない。教育予算をOECD諸国並みにふやすべきである。以上の理由から賛成討論とする。

討論後、採決に入り採決の結果、請願第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願書は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○5番（田口幸一君） 1点だけお尋ねいたします。前段のほうの質疑答弁で、OECDはもっと低い状況がございますのでということで、17ページの教育予算をOECD諸国並みにふやすべきであると。これからいきますとOECDでは教育予算が多いというふうに解釈されますが、この辺のところの論議、また実情の当局の説明はございませんでしたか。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 予算についてのやり取りはございませんでしたけれども、1学級当たりの児童生徒数、教員一人当たりの児童生徒数については説明がございました。

日本におきましては小学校が1学級当たり、これは平均しましてですが28人、OECDの平均が21.4人、中学校が、日本が32.9人に対してOECDの平均が23.5人。それから教員一人当たりの児童生徒数につきましては、日本で、小学校が18.6人に対してOECDでは16人、中学校では日本が14.5人に対してOECDでは中学校が13.5人という説明がございました。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。請願第4号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願書は、委員長報告のとおり採択されました。

○議長（玉利道満君） 日程第6、陳情第4号 公園設置に関する陳情書を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第4号 公園設置に関する陳情書について、建設水道常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

委員会を6月28日、29日、7月4日の3日間、全委員出席のもと開会、6月28日は現地調査を行いました。

はじめに、委員会を協議会に切りかえて、陳情者である迫田正則氏に出席を求め、陳情の趣旨等を聴取し、その後質疑を行いました。次に、協議会を委員会に切りかえて、建設部長及び課長等の出席を求め、質疑を行いました。

陳情の趣旨等は次のとおりです。

これまで集落の運動会、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、こども会の野球大会等で使用していました岩原郷中の所有である岩原児童公園に神社を移設しました。そのため、運動する広場がなくなってしまう困っていたところ、現在の市営西岩原住宅跡地に高層の団地が計画され、今回陳情させていただいた箇所が広場になるということをお聞きし、高齢者の方、子どもたちへの運動広場としてお貸ししていただけたらということで、岩原各自治会、長寿会、子ども育成会の代表者名をもって、陳情させていただきました。

次に、陳情者との主なる質疑を申し上げます。

質疑、既存の平屋の住宅が建っていると思いますが、ここに公園を持ってきたらという発想は、住民の方々から生まれてきたのか。行政側からの若干の示唆があったのか。答弁、行政が言われたものではありません。地域の皆さんが、住宅が撤去されていくのを見て、この場所が空き地になるなら運動広場として貸してもらえないだろうかということだったので、各自治会へ回覧板でこの陳情の内容を示し、地域全体の切望として、陳情書を提出しようということになったわけです。

次に、執行部との主なる質疑を申し上げます。

質疑、市営西岩原住宅跡地に高層の団地が計画され、西側の部分1,450m²の公園としての使用はどのように考えているのか。答弁、現在、ここに既存住宅が6棟23戸残っており、そのうち12戸に入居

されています。これから、長寿命化計画に基づき、平成27年度、28年度で建てかえする予定ですが、それまでの間、西側の部分1,450m²、南北方向に40m、東西方向に33mの土地は、要望があれば建てかえの実施までの間、行政財産使用許可で対応していきたいと思っています。

質疑、公園は建てかえの実施までの間、申し出があれば使ってよいということで、あくまでも一時的なことと思うが、市営住宅全体を建てかえにあたって、面積を確保できるような計画はあるのか。答弁、新しく建てかえる場合は、戸数、建物の階数、駐車スペースなどを検討し、要望もあるわけですので、公園スペースがどれくらい確保できるか計画したいと思っています。

質疑、施工が始まるまでの間、現在の環境で広場として使用できるのか。答弁、現在ここに2棟4戸の木造建物が残っていますが、平成24年7月31日までに解体することになっています。陳情者の話では、グラウンドゴルフの練習に使わせてほしいということをお聞きしましたが、跡地の整地をしますのでグラウンドゴルフ練習程度は可能だと思います。グラウンドゴルフ練習用として跡地整地はいたしません。

質疑、公園を行政財産使用許可で使ってもらおうということを考えているようだが、住宅が建った場合、地域としての公園となるか、将来的にどのような位置づけになるのか。答弁、地域の公園という位置づけではなく、団地内の公園ということになります。

質疑、執行部へも陳情は提出されているか。また、議会が今回の陳情を採択するということは、公的財産をこの特定の住民の方々に使用してもいいでしょうと半分は認めたことになる。そこで、一時的でも公園として使った場合、既得権が発生してくる。そうした場合、排除することはなかなか難しい。今できる範囲とできない範囲を示さないと、住民へ大きな失望と同時に罪つくりになってしまう。その辺の考えはどうか。答弁、陳情は5月1日に都市計画課の窓口で提出されています。これを受けまして、市として岩原地区の全体の公民館長である岩原西の自治会長さんへ関係者で検討した結果として、建てかえ計画までの間は、行政財産使用許可で対応し、公園の設置については、建てかえ事業実施の中で検討していく旨を通知してあります。

旧始良町の公園は、分筆をして地域の方々の都市公園として使用していただいています。旧加治木町の公園は、すべて都市公園としての位置づけでなく、団地内公園としています。加治木地区のほかの公園との整合性もございますので、今回分筆して都市公園として開放するべきなのか、都市公園とするための条件等もございますので、そこは検討していきたいと思っています。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、当常任委員会としては、今回の陳情の願意については十分理解できるが、市営住宅の敷地内にある当該空き地は、現在計画されている市営住宅建設の全容が明らかでないこと、また今後、公園としての位置づけがはっきりしていないことを考えると、願意を実現することは不透明であると判断し、委員全員「趣旨採択」すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（神村次郎君） この地域、いわゆるJR線、そしてJR線から南、別府川から東、網掛川から西の地域、この地域に公園が、明神公園が1つ、それから児童公園という公園が2つしかないんです。JRの反対側の新生町には3つ公園があります。都市公園として、この地域全体の都市公園が私

は必要だと思う。そういった視点での議論がなかったのか。

この前の一般質問の中でも、この地域に街路計画があります。橋梁を拡幅をします。そういった事業が導入されるので、面的なこともこの地域では配慮すべきだと、そういう質問もされていました。そういうことからすると、この地域に都市公園をどのように配置をするのか、そこら辺の議論は当局との間ではございませんでしたか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） ただいま質問がございました件につきましては、将来的な計画の中でということで、まだ位置づけもどうも明らかでないということがありましたので、議論の対象となっておりません。

○19番（神村次郎君） 今、都市マスを検討中ですが、そこら辺の、多分全然つくらないという話にはならないと思いますが、都市マスの中で公園だけが議論されるわけではありませんので、全体的なものをとらえなきゃなりません。一部でも考え方の中の、公園に対しての配置の考え方、そのような考え方をお聞きになりませんでしたか。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） ただいま質疑ございました公園の考えということにつきましては、始良町の公園の考えとか、あるいは加治木町の公園のつくり方、そういうものは若干議論にはなりましたが、深くは議論されておりません。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。陳情第4号 公園設置に関する陳情書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。陳情第4号 公園設置に関する陳情書は、委員長報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（玉利道満君） 日程第7、陳情第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

○議長（玉利道満君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君）

登 壇

ただいま議題となりました陳情第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書について、市民福祉常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、6月28日、29日に委員会を開催し、委員会を協議会に切りかえて陳情者の趣旨説明を求めました。

説明の内容について申し上げます。

「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の立法を望む意見書採択は、6月8日現在、全国で228の議会が採択されております。鹿児島県においては、現在、霧島市と姶良市に陳情書を提出しております。他の議会には、9月議会に提出の予定です。

現在、我が国では、精神疾患が国民の生命と健康を脅かす三大疾病の一つになっています。しかしながら、我が国の精神疾患対策、いわゆるこころの健康政策の位置づけは、他の先進諸国に比べて著しく低く、社会としての取り組みが大幅に遅れています。結果として、年間自殺者3万人を超えるなど、先進国で最悪の状況になっています。まさに、国民のこころの健康の危機といえる状況が続いています。

以上のような説明がありました。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、基本法を制定することで、これを社会的な問題としてとらえ、行政が対応することが可能になるのか。基本法制定により行政の対応を求めたほうがいいのではないか。答弁、現在、行政が行っている対応は、明治から生きている現行法に基づいたもので、当事者・家族からすれば矛盾している点がたくさんあります。

精神疾患に対する施策については、他の先進国に比べ30年以上遅れていると言われております。総合支援法の中でも精神疾患に対する施策がとられてはいますが、支援に対する組織づくり、体制づくりなど細かいところまでサポートできる専門の法の制定を望んでいます。

質疑を終結し、協議会を委員会に切りかえて討論に入り、要旨次のような討論がありました。

討論1、資料によると「地域社会におけるサービス提供体制の整備と予防・早期発見の重要性」とある。一方「国及び地方公共団体は、過剰な精神科病棟を削減し、これを高規格の専門医療病棟に施策を講ずるものとする。」とある。地域で見守ることは大事であり、充実をさせていかなければならないと思うが、病棟を削減するのは問題がある。

また、在宅治療、その他在宅型の精神保健・福祉サービスを提供することとあるが、これでは歴史的になかなか解決しなかった問題にもかかわらず、やはり在宅型にしていくことなどの理由により反対とする。

討論2、明治以来の法律での精神科病棟は、狭くて、劣悪なものであることから、これらの病棟を削減して、児童思春期、依存症、認知症、合併症等を集約した高規格の専門医療病棟を整備すること。あわせて施設の整備、また地域での受け入れ体制をつくるなど、総合的に進めることが重要である。以上の理由から賛成とする。

以上のような討論の後、採決に入りました。採決の結果、陳情第5号 「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 陳情第5号 「心の健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書に、反対の立場で討論いたします。

現在、うつ病などの精神疾患患者数は全国で300万人を超えておりまして、年間3万人を超える自殺者の多くの背景には、精神疾患があると言われております。

このような状況のもとで、基本法の制定が急がれることは十分理解できるのですが、基本法要綱案の中に「国及び地方公共団体は過剰な精神科病棟を削減し、これを高規格の専門医療病棟に集約するための施策を講ずるものとする。」という記載箇所があります。年々ふえる患者がいるのに病床削減はいかなものか。医療分野等での施設を減らして、在宅でという流れになっているのではないかと思います。

私の知り合いでも高齢で発病されて入所された方が、1年たった後に民間の介護施設へ、病院を出てくださいということで、この介護施設へ移されまして、家族は病院に入院時よりも多額の介護費用を数年支払って、その後亡くなったという例も現に見てきました。病床は環境を整えて増設されるべきではないかと思います。患者はふえ続けているわけですから。

以上、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありますか。（「議長」と呼ぶ者あり）賛成のほうですか。

○4番（安田 久君） 反対討論がございましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

委員会で陳情者の説明をじっくりと受けました。先ほどの委員長の報告では、短くまとめられ、要旨のみの報告になっておりますけれども、陳情者の方の切実な訴えをお聞きいたしまして、精神疾患を取り巻く現在の状況が、極めて深刻であることを認識させられました。ただいまの討論は、「木を見て森を見ず」と言えるのではないのでしょうか。

これまでの国の施策は、入院医療の提供が中心となってきたことに代表されますように、精神疾患の特性や現状から見て、的を得たものとは言いがたいものであります。

精神科については医師看護師等の職員配置は、他の診療科に比べ少なくてもいいとの施行規則が設けられており、逆方向の基準設定が放置されてまいりました。すなわち、精神病患者は入院させて隔離すればいいという治療法が旧態依然のまま施行されているのであります。それぞれの症状に合わせた、きめ細かな高規格の専門医療病棟を整備していただきたい。そのためには、現状を過剰な病棟があるものは削除すればいいと表現されているところであります。

また、一方では、精神病のレッテルを一度張られると、本人はもとより、そのご家族にまで根柢の

ない偏見などが生じ、精神的、肉体的、経済的な負担は想像を超える過酷なものになっている現実があります。

症状の比較的軽い方で、社会復帰を願ってもなかなか受け入れてもらえるところもなく、家庭で引きこもり、また入院することになってしまう、そんな状況が多くあるようであります。

最近では、市民権を得てまいりました認知症患者に対するグループホームや、身障者に対する授産施設のような、精神疾患の方にも入院ではなく、受け入れ施設的な建設を強く望まれているのが今回の陳情の趣旨でございます。

このような現状にかんがみ、精神科医療を含む精神保健、福祉サービスを真に充実させるためには、医療者、家族、地域、また小さいときからの教育と、国を挙げて総合的に改革する必要があるとの認識の上に、この「こころの健康政策構想会議」が立ち上がり、この基本法を早期に制定を求められているものであります。

以上のような理由により、この陳情の意見書提出採決には賛成すべきものと思います。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号「心の健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。陳情第5号「心の健康を守り推進する基本法」（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択されました。

ここでしばらく休憩をします。10分程度、35分ごろでしょうか。

(午前11時25分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時34分開議)

○議長（玉利道満君） 日程第8、陳情第6号 行政活動は法優位性に関する陳情書を議題とします。

○議長（玉利道満君） 建設水道常任委員長の報告を求めます。

○建設水道常任委員長（湯川逸郎君） 登壇

ただいま議題となりました陳情第6号 行政活動は法優位性に関する陳情書について、建設水道常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

委員会を6月28日、29日、7月4日の3日間、全委員出席のもと開会しました。

この陳情の内容は、平成17年にさかのぼり始良町時代から土木課が対応している事案であることか

ら、まず建設部長及び関係職員に出席を求め、これまでの経緯を聴取し、その後質疑を行いました。

次に、委員会を協議会に切りかえて、陳情者である鎌田務氏に出席を求め、陳情の趣旨等を聴取し、その後質疑を行いました。

執行部から聴取したこの陳情に対するこれまでの経緯等は次のとおりです。

通常、道路沿いにブロック等を積む際には、境界確定申請人の費用に基づいて復元した箇所を、土木課管理系の立会いのもと設置するわけですが、陳情者も同じような申請を平成17年にされました。

この道路と申請者である陳情者との境界確定について、道路沿いに変化点があり、地籍でいうくいを打ったところが、5カ所あり、その中の3カ所については市道を管理する市と、陳情者との同意のもと、復元をしたことで確定をしています。しかし、残り2カ所の陳情者、隣接者、市道の三方境の境界については、隣接者の同意が得られないということから、現在まで境界確定をしていない状況が続いています。

実際は、この境界確定は平成3年に陳情者の前所有者が申請をされており、当時境界が確定されています。しかし、平成3年当時の境界を標示するものが残っていなかったため、以前に境界確定をしてあるとは知らずに、平成17年12月26日に今回の陳情者がセットバックしていた敷地が道路として使用され、車が入り込んでくるので、境界を確定し縁石を設置したいということで、土地の境界確定の申請が出され、それに基づき始良町時代の土木課で境界確定の作業を行って来ました。しかしながら、その三方境の確定作業は、隣接者の同意が義務づけられており、隣接者からは同意が得られず、境界確定が行えないまま現在に至っています。

そこで、陳情者は、前所有者の平成3年に確定したものを、どうにか設定できないかということをおっしゃりますが、先ほども述べましたように平成3年当時の境界標示が残っていないので、新しく境界確定をするしかないということと、そのために隣接者の同意が必要であることを、この案件が出てきた始良町時代から同じような説明を行って来ました。ご理解いただけません。

また、陳情者が誤解されているところもあり、といいますのも平成17年当時の職員が、同意を拒否する隣接者に「こういう理由で境界確定をお願いできないですか」と話をしてみますと陳情者に言い、それを陳情者は、町の職員が境界を確定してくれるというようにとられたようです。町がしてくれると言ったことを、なぜしてくれないのかということをおっしゃっています。

あくまでも境界確定は、申請者の費用のみで申請者がすることです。役所はその土地に接している市の財産との境界を図面によって確認する作業を行うだけです。ほかにこの陳情では、行政活動の法優位性ということで、これまでの行政の対応等を問題視されているようです。しかし、要は権利を有する陳情者、隣接者、市道の三方境の話が進まないことには縁石を設置することはできないこととなります。

次に、執行部との主なる質疑を申し上げます。

質疑、境界を決定する際の同意が必要であるという根拠は何か。答弁、不動産登記令第7条第1項第5号ハにおいて、権利に関する登記の申請をする場合で「登記原因について第三者の許可、同意または承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意または承諾したことを証する情報」を申請情報とあわせて登記所に提出しなければならないとなっています。

質疑、図根点を役所が動かしてはと言っておられるが、そのあたりはどうか。答弁、昭和30年、31年に一筆調査をしたときに使った図根点がありまして、道路工事とかいろいろな事情でなくなっています。それを新たに新点という形で打っているのですが、陳情者はその図根点を動かしたと

らえて言っていらっしゃるようです。

質疑、今の新点が公に認められているとのことだが、この新点を基準に計測すれば陳情者の土地は、公簿と実測はかなり誤差があるのか。答弁、今は公簿と実測は同じです。

質疑、陳情の中で砂利の不法投棄をしたとか、「私有地を通行してもよい」と、その当時の課長が言ったとか。また市長が、「仕事に支障があり役所に来ないようにしてください。行政不服審査法、行政事件訴訟をお願いします。」と発言したとなっているが、事実なのか。答弁、砂利の不法投棄をしたとか、私有地を通行してもよいと言ったかどうかは定かではありません。ただ、陳情者がそういうふうにとらえて文章化されているようです。陳情で書かれている内容が正しいかどうかわかりません。市長との面会での件は「ここでは解決できないので、次のステージで解決をしたらどうですか。」という話はされていますが、役所に来ないようにしてくださいとは言われていません。

質疑、これからの建設部としての対応をどうするのか。答弁、建設部としては通常の境界立会いと同じように、事務処理を続けて相手に説明していくしかないと思っています。隣接者との協議が整うことが不可欠ですということを説明していきます。それしかないと考えます。

次に、趣旨等の説明は次のとおりです。

陳情の趣旨として、大きくは、行政活動は法優位性に関する件と、始良市西餅田4022番地地区の境界確定に関する件であります。

具体的には三方境の境界確定が整わないため、これまでの行政の対応についてということで、行政における地方公務員法の服務に関する事、職務上の命令に従う義務、個人情報保護法に基づく管理、民法の権利等とし、境界確定に関する件については、境界確定のあり方、隣接者の同意の必要性、宅地の前面道路の建築基準法によるセットバック部（中心後退部）の取り扱いであります。

次に、陳情者との主なる質疑を申し上げます。

質疑、行政活動は法優位性に関する陳情書ということで、法を守ってもらいたいということを中心に持ってこられていますが、この陳情で今一番おっしゃりたいことは何ですか。答弁、私が言いたいのは法律を守ってもらいたい。境界も民法第695条において確定されているのですから、市役所はそのことに対しては、ちゃんと法律を守ってもらいたい。これが陳情の趣旨です。

質疑、平成3年に境界は決まっているので、これを認めてくれということですね。答弁、そうです。決まっているのにその決まったことを認めてくれないのです。なぜ、土木課は認めないのかということなのです。

質疑、最初は鎌田さんのほうから道路境界線の確定をしたいということでお願いされたわけですよ。たくさんの資料をいただき見せていただきましたが、初期の目的が多岐にわたり、非常に発展、進行してきています。私も議会の委員会とすれば、個人の財産に関する事に対して、審査対象となるか、というところにかかっています。

この陳情の中で、審査の対象となるのは2点ぐらいかなという気がします。ほかの項目においては、言った、言わないのとか、近所にふれ回ったとか、確証もつかめません。本当かうそかという、そこまで追求できる審査委員会ではないのです。ただ、行政側にいろんな行政の業務の中を進行させると、解決に向けて仕事をきちっとやりなさいということは言えると思います。

ですから、この陳情の内容を限られた時間で掌握して、判断材料にできるかということは無理だと思いますが、どうでしょうか。答弁、いろんな問題点がありますが、役所は法律に基づいた仕事をしてもらいたいということで、そのために陳情書を出しているわけです。私はこれを法的にどうしよう

とかいう気持ちはありません。ただ、行政として、行政は仕事をするのであれば、法律に基づいてやってくださいよということを、議会のほうから指導してくれたら私はそれで十分です。

以上で質疑を終結しましたが、委員から行政活動は法優位性に関するということの行政の活動は、今回、行政側へのさまざまなヒアリングを行いながら、残されているこれまでの多くの書類・記録を見ると、行政側が怠った対応をしてきているかどうかということに関しては、法律にのっとってやるだけのことはやっているということを感じた。

また、陳情を行うまでに至った根本原因である境界のトラブルについては、民事に関する案件であることから、議会の権限に属さない事項である。ただし、行政は住民との協調性を図りながら解決に努める必要があるとの意見がだされ、全員賛同いたしました。

次に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第6号 行政活動は法優位性に関する陳情書については、全会一致で不採択すべきものと決しました。

しかしながら、今回の行政活動は法優位性に関する陳情を行うまでに至った、根本の原因である境界確定の問題を、行政は住民との協調性を図りながら解決に努めるよう、市当局へは要請しておきます。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に関する委員長の報告は不採択です。陳情第6号 行政活動は法優位性に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立なしです。陳情第6号 行政活動は法優位性に関する陳情書は、不採択とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第9、議案第51号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第51号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ことしも梅雨に入りましてから九州南部は雨が降り続き、本市におきましても、大雨洪水等の警報が頻繁に発令されました。また、大雨をともなった台風5号の影響もあり、市内各地域で局地的な大雨となった日も多く、降り始めからの総雨量も非常に多くなったところであります。

今回の補正は、これらの梅雨前線豪雨等により、相次いで発生した災害の復旧に必要な経費を計上いたしました。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の主な補正内容を申し上げます。お手元の予算書7ページの衛生費関係について申し上げます。

環境衛生費25万5,000円の追加は、梅雨前線豪雨等により発生した墓地における災害の復旧作業を行うための原材料費であります。

次に、8ページの災害復旧費関係について申し上げます。

現年耕地災害復旧費992万5,000円、現年林道災害復旧費100万円及び9ページの現年土木災害復旧費100万円の追加の主なものは、梅雨前線豪雨等により発生した農地及び農業用施設、林道並びに市道等の公共土木施設における災害復旧作業を行い、また、今後の大雨、台風等の災害に備えるための災害復旧委託料であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、これらの補正総額は1,218万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は262億5,010万6,000円となります。この財源といたしましては、6ページに掲げてありますように前年度繰越金で対処いたしました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 今、詳しい今度の災害による市長の説明がございましたけど、また、執行部のほうから詳しい補足説明、場所とか、一番目の墓地に関する件は6月16日墓地参道の基礎部分であるのり面が高さ3m、幅10mにわたり崩落。ここでお尋ねしたいのは委託料となっておりますが、これは随意契約になるのかどうか、またほかの方法に考えておられるのか。

それから、次の災害復旧費975万円と災害復旧委託料100万円ということですが、これも被害状況一覧ということで詳しい補足の説明がございまして。この1番目から29番目のうちで、一番延長が長いのが20m、これは菖蒲谷線ですね。高さが2m舗装補修となっております。これも委託料となっておりますが、これも随意契約なのか、またほかの方式が採用されるのか。

そして、最後の3点目の災害復旧委託料100万円、これもここに平成24年度の災害調書ということで西別府の湯ノ谷、大きいだけを申し上げます。それから薄ヶ迫というんですか、この湯ノ谷は路面流出100m、それから薄ヶ迫は農道のり面崩壊100mとなっておりますが、これも予算計上では委託料というふうになっております。これも随意契約になるのか、あるいはほかの方法を採用されるのか。

そして、最後は前年度繰越金でこれを手当てするという説明がございましたが、前年度繰越金と言えば、一般財源ということになると思います。ほかの財源は、緊急を要するからこのような手当てがなされたかと思うんですが、一般財源だけ前年度繰越金だけを使っておりますけど、これはあと持つ

て緊急を要する事態ですから、あと持って国とか県とかそういうような補助金ですか、手当があるのかどうか。また繰越金のことは先ほど何か聞こえてきたようですけど、繰越金の残は現在このあれで幾らになるのか。以上、お尋ねします。

○市民生活部次長兼生活環境課長（仮屋隆夫君） お答えします。

墓地に関してのご質問でありますけれども、今回の予算措置につきましては、節16の原材料費でございます。今回の予算措置の根拠となりますのが、始良市の墓地管理のため必要とする原材料支給の要綱に基づく予算措置でございますので、復旧にかかる工事等については、この墓地の管理組合が主体的に工事をしまして、その原材料費を支給するという趣旨でございます。

以上でございます。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） この菖蒲谷線の舗装の補修ですが、災害の状況といたしましては、表層と碎石路盤の間に水が入って舗装が浮いてしまったというような状況でございます。車の通行には支障はないんですけれども、どうしても穴が開いたりしているところは、作業班等で合材を入れて補修をしますので、その業者への委託のほうは考えておりません。

以上です。

○農林水産部長（安藤政司君） 農林水産部関係にかかります災害復旧事業については、緊急災害で復旧でございますので随契で実施することになります。

それと、財源でございますが、財源につきましては、今回、補正でお願いしておりますのは、一般財源でございます。国の災害復旧事業にのらない部分の経費でございます。国の災害復旧事業につきましては、別途また災害復旧事業の申請をすることになります。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 2点目のというか、留保財源の案件についてお答えいたします。今回（第5号）補正をお願いしました残りは3億7,894万4,000円でございます。3億7,894万4,000円でございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 先ほど土木部次長が答弁説明されましたけど、合材を入れてということで業者への委託は考えていないというふうに答弁されましたよね。それは直営でされるんですか、ほかの方法があるのですか。合材を入れてやると、それともう一つは業者の委託は考えていないと私はここに書きとめましたけど、直営でされるのか、どのような方法でされますか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

この菖蒲谷線の舗装の補修に関しては業者への委託は考えておりません。作業班で対処できますので、作業班で対処いたします。

このほかに、落石とか大きな石が落ちてきているところもあるんですけれども、そこはどうしてもそれを搬出するための重機とか、それから削岩機とかございませぬので、その分に関しては業者のほうに委託をして搬出をいたします。

以上です。

○5番（田口幸一君） 今、作業班と言われましたけど、作業班を編成してというのは、現在その作業班はどのように編成されているのか、またその作業班の方々が日常活動、どのような活動をしておられますか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

作業班と言いますのは始良市シルバー人材センターに委託をして、始良本庁に3名、加治木総合支所に3名来ていただいております。かねての作業と言いますのは、路肩の草刈り、それから地域で清掃されたときに発生する土砂の後片づけ、それと山間部になりますと側溝とか、ますに枯れ葉とか枯れ木が詰まったりしていますので、それらをパトロールしてそれらの側溝の清掃等を行っております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑ありませんか。

○29番（森川和美君） 同僚議員が、るるお尋ねいたしましたが、箇所によっては原材料支給、そしてまた作業班を編成してというような説明ではあります。

今回のこの緊急な災害復旧に対して、それぞれの箇所、これが今までに危険箇所として、その箇所が想定された場所があったのかどうか。それと説明の趣旨を聞きますと、応急処置的な、この復旧費に聞こえるんですが、そこらはもう少しきちっとする場所はないと認識してよろしいんですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。今回資料を、被害の状況一覧として建設部で出しておりますのは29件ございます。この被災内容は公共債に対象にならない、例えば崩土したやつの土砂の除去、路面の先ほど次長が申し上げましたが、直営による路面の補修等でございます。

公共債については耕地と同様、9月で公共債対象が今回の、その以前の公告でもございますが、6件については9月でさせていただきますが、これは詳細な簡易な災害ということでございます。

それと危険箇所につきましては、今回、蒲生地区で申しますと、新留後線等がのり面の崩壊等がございますが、今回の箇所につきましては、あの1 km区間に位置する箇所ではございません。

以上でございます。

○29番（森川和美君） ということは、この簡易な一つの応急処置で、この992万5,000円、それと土木災害復旧費100万円の追加だけで十分だというふうな理解でよろしいんですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 土木部で費目の現年度土木災害復旧費、これが、補正前が323万5,000円ございますが、今回100万補正をお願いするわけですが、この内訳が委託についてだけ申し上げます。

委託費については当初で100万円組んでおりました。現在までにその路面補修等の委託業務で50万円ほど、49万7,000円使っております。残額が、あと50万円ほどしかないということで、今後のこれからの災害、台風等に備えての補正という形で委託料を組まさせていただきました。

以上でございます。

○29番（森川和美君） 最後ですので、今回その相当な箇所がこういった災害に、結果が出ておるんですが、これに伴って車あるいは人災等はなかったのかどうか、調査はされておりますか。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。今回の6月15日以降の大雨等によりましては、人災等の発生はしておりません。
以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（堂森忠夫君） 耕地災害の関係でお尋ねしたいと思いますが、992万円予算が組んであるんですけど、この992万円はこの項目は35項目あるんですが、これの分になのか、それともこの中で30万円以上ですか、入札して工事発注しなければならん分野が、それはその分野はどの分野なのかお示し願いたいと思います。

○農林水産部長（安藤政司君） 担当課長のほうに答弁させます。

○農林水産部耕地課長（平田 満君） 耕地課の平田と申します。よろしくお願いたします。ご質問にお答えいたします。

ただいまございました復旧につきましては、簡易な工法で行いますけれども、十分な復旧ができるということと、あと35件の災害に対して今回、委託料で975万円計上させていただいておりますが、施工の仕方としましては緊急でございますので、随意契約で復旧作業をするということになります。

○15番（堂森忠夫君） これが随意契約でされるということですが、全体が終わるのは何カ月ぐらいかかるのでしょうか。

○農林水産部耕地課長（平田 満君） 復旧作業につきましては、特に緊急ということで、できるだけ水稻の作付等支障がない、あるいは水路であれば、その機能が生活環境に影響がないような形で、できるだけ早い時期に施行していくということになるかと思えます。

○15番（堂森忠夫君） できるだけ早いじゃちょっとわかりませんので、この中で、じゃ、一番災害の大きい物件はどれなんですか。

○農林水産部耕地課長（平田 満君） お手元にお示ししております資料の中で申し上げますと、15番の西別府の5003となっておりますが、この水路ののり面崩壊、ここが規模的に大きい災害で実際③で50mとなっておりますが、実際はこの50mが一カ所続きではございませんで、現地は数箇所にわたって延長合計が50mとなっております。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

ここで昼食休憩といたします。午後は1時15分にいたします。

(午後0時17分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時13分開議)

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております、議案第51号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第5号）は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第51号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第51号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第10、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第104条の規定によりお手元に配付しました「継続審査調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

○議長（玉利道満君） 議員の派遣について、会議規則第160条の規定により、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は議長に委任することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午後1時17分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時17分開議）

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま産業文教常任委員長から発議第7号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかる意見書案と、市民福祉常任委員長から発議第8号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

発議第7号、発議第8号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 追加日程第1、発議第7号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案を議題にします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

発議第7号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○産業文教常任委員長（湯之原一郎君） 登 壇

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決をします。この採決は起立によって行います。

発議第7号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかる意見書案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。

発議第7号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書案は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 追加日程第2、発議第8号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書案を議題にします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

発議第8号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○市民福祉常任委員長（森 弘道君） 登 壇

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第8号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。

発議第8号 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書案は、原案どおり可決されました。

○議長（玉利道満君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成24年第2回始良市議会定例会を閉会します。

（午後1時23分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員